



## 危険性・有害性を確認していますか？

### 自律的な化学物質規制が始まりました リスクアセスメント対象物の使用の有無を確認しましょう

- 1 業務で使用する洗剤・漂白剤等※<sup>1</sup>に含まれている化学物質が、「リスクアセスメント対象物」かどうか把握しましょう。
- 2 リスクアセスメント対象物を使用している場合、危険性・有害性について確認しなければなりません。危険性・有害性をSDS（安全データシート）で確認しましょう。
- 3 リスクアセスメント対象物を使用する上で、どのような危険が生じるかリスクアセスメントを実施しましょう。※<sup>2</sup> リスクアセスメントの記録は最低3年間保存しましょう。
- 4 リスクアセスメント対象物が含まれる化学物質を取り扱う場合、化学物質管理者の選任が必要です。※<sup>3</sup>
- 5 皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性、皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質を使用する場合は、その有害性に応じた保護具を使用しましょう。
- 6 リスクアセスメントの結果に基づき保護具を着用させる場合、保護具着用管理責任者の選任が必要です。
- 7 労働者を雇い入れ、危険性・有害性のある化学物質を取り扱う場合は、当該化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。



※<sup>1</sup> 洗剤・漂白剤に限らず、使用している業務用の化学物質全てについて確認が必要です。

※<sup>2</sup> リスクアセスメントとは危険性や有害性を特定し、リスクを見積り、リスクを低減するための一連の手順を言います。詳細は裏面の「事業者が実施することを調べる」QRコードからご覧ください。

※<sup>3</sup> リスクアセスメント対象物製造の場合、資格要件があります。取り扱いのみの場合、化学物質管理者の資格要件はありません。



化学物質の管理方法の具体的な内容については、  
以下のウェブサイトをご参照ください。

### ★事業者が実施することを調べる

労働者健康安全機構 職場の化学物質管理  
ケミサポ 「事業者が実施すること」

<https://cheminfo.johas.go.jp/try.html>

リスクアセスメントについても解説されています！



### ★リスクアセスメント対象物が知りたい

厚生労働省 職場の安全サイト  
「表示・通知対象物の一覧・検索」

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>



労働者健康安全機構 職場の化学物質管理  
ケミサポ 「リスクアセスメント対象物一覧」

<https://cheminfo.johas.go.jp/step/list.html>



### ★リスクアセスメント支援ツール

厚生労働省 職場の安全サイト  
「化学物質のリスクアセスメント実施支援」

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>



### ★法令、指針、通達などを知りたい

厚生労働省 化学物質関連ページ  
「化学物質による労働災害防止のための新たな  
規制 について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)



お問合せは

所轄労働基準監督署 安全衛生担当  
北海道労働局労働基準部健康課

